

『真岡市新型コロナウイルス感染症予防対策支援金』対象事業所一覧

対象業種	対象となる店舗例 (対面接客で営業する店舗)	対象とならない店舗例 (対面接客ではない店舗)
①小売業	コンビニエンスストア、日用品店、農産物直売所、食料品販売店、菓子店、パン屋、酒屋、靴屋、衣料品店、雑貨屋、文房具屋、書店、自動車販売店、カー用品店、家電販売店、園芸用品店、花屋、農業用器具店、ガソリンスタンド、燃料店、鍵屋、金物店、家具店、仏具店、薬局、化粧品店、アウトドア・スポーツ用品店、楽器販売店、玩具店、釣り具店、時計・眼鏡販売店、中古品販売店、ペットショップなど	通信販売、ネットショップなど、対面接客を伴わない店舗は不可
②不動産業	不動産代理業、不動産仲介業、貸家仲介業などを行う店舗	対面接客を伴わない不動産賃貸、管理業等は不可
③宿泊業	旅館、ホテルなど	
④飲食サービス業	飲食店、レストラン、居酒屋、スナック、持ち帰り・配達飲食サービス業(対面店舗を有していること)など	対面接客を伴わない宅配専門店は不可
⑤生活関連サービス業	クリーニング業、理容・美容業、エステティック業、ネイルサロン、旅行代理店、結婚相談所、結婚式場、葬儀業、写真プリント業・写真スタジオなど	コインランドリーは不可
⑥学習支援業	学習塾、語学教室、音楽教室、そろばん教室、書道教室、ダンス教室、体操教室など	通信教育、家庭教師、家庭教師派遣業などは不可
⑦医療業	病院、医院、診療所、歯科医院、あん摩業、マッサージ業、接骨院、整骨院など	
⑧運輸業	(道路旅客運送業) タクシー、バス業など	

【参考】対象とならない業種・店舗例

金融業 保険業	銀行、郵便局、信用組合、労働金庫、農林協同組合、貸金業、質屋、証券会社など
物品賃貸業	各種物品レンタル業、レンタカー業、スポーツ用品賃貸業、貸テント業など
娯楽業	スポーツ施設、ゴルフ練習場、バッティングセンター、フィットネスジム、乗馬クラブ、ボウリング場、麻雀店、パチンコ・パチスロ店、カラオケボックスなど
福祉	保育所(園)、託児所、学童クラブ、特別養護老人ホームなど

その他、政治団体、宗教団体、反社会的勢力、または反社会的勢力の密接な関係者が関わるもの、および性風俗関連特殊営業に属する業種は対象外

〔問い合わせ〕 真岡市 産業部 商工観光課 商業係 TEL 83-8643